

## 建設業の労働災害急増を受け、業界関係機関・団体 に対し労働災害防止対策緊急要請を実施！！

- 労働災害防止団体・建設工事発注機関に対し  
労働災害防止活動の取り組み強化を要請 -

今年に入り、県内建設業における労働災害が急増したことを受け、鳥取労働局は、管内労働基準監督署に対し、建設工事現場への監督指導強化を指示しています。

さらに、建設業界の総合的な災害防止の取り組みを行うことにより、労働災害の減少を図ることを目的に、労働災害防止団体及び建設工事の発注機関に対し、緊急対策の文書要請を行いました。

県内の建設業における労働災害は本年5月末現在で45人となり、対前年同期比27人、150%の増加(2.5倍)になっています。これに加え、平成27年～28年と死亡災害ゼロであったものが、本年6月20日現在、死亡災害2人(本年1月に除雪機による挟まれ・巻き込まれ災害、5月に不整地運搬車による転落災害により2名の労働者が死亡)となるなど、労働災害が急増し、死亡等重篤な災害が発生しています。

このような状況を改善するため、平成29年6月26日(月)鳥取労働局において、鳥取労働局長(内田<sup>うちだ</sup>敏之<sup>としゆき</sup>)は、建設業労働災害防止協会鳥取県支部下本 八一郎 支部長に対し、労働災害防止のための取り組みが徹底されるよう要請文書を交付しました。



緊急要請書交付の様

( 写真左から、内田局長、下本支部長 )

意見交換では、冒頭、内田局長は、県内建設業における労働災害の急増を受け、管内労働基準監督署長に対し、建設工事現場への監督指導を5割増にする等建設業への取り組みの強化を指示したことを説明しました。



意見交換する下本支部長（右から2人目）  
と内田局長（右から3人目）

災害防止のための具体的な取り組みとして、労働基準監督官による工事現場の監督指導を1.5倍に。建設工事計画届のあった建設工事現場を重点的に指導。鳥取労働局及び各労働基準監督署が建設工事関係団体及び建設工事の発注機関に対し、災害防止措置の徹底を要請。熱中症の予防のため「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を推進。などについて取り組むことを説明しました。

なお、この緊急要請は、県内の労働災害防止団体及び、国・県の建設工事発注機関に対しても同様の文書を送付し、さらなる労働災害防止の取り組み強化を呼びかけています。